

## 要介護認定等の資料の本人への提供に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の事務において取得する資料について、被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）が自己の要介護認定等に関する処分の根拠となる資料の内容を簡易迅速に知ることができるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第69条第2項第1号に規定の本人への個人情報の提供を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「資料」とは、要介護認定等に係る認定調査票、主治医意見書及び介護認定審査会資料（認定調査票及び主治医意見書を厚生労働省が配布したコンピュータ・プログラムで処理することにより得た帳票をいう。）をいう。

2 この要綱において「被保険者」とは、現に船橋市の介護保険被保険者である者及び過去に船橋市の介護保険被保険者であった者をいう。

### (提供の申出をすることができる者)

第3条 被保険者は、市長に対し、当該被保険者に係る資料の提供の申出（以下「申出」という。）をすることができる。

2 成年被後見人の法定代理人は、被保険者本人に代わって前項の規定による申出をすることができる。

3 疾病、事故による傷病その他やむを得ない理由により被保険者本人が申出をすることができないと認められる場合には、当該被保険者の委任を受けた代理人は、当該被保険者本人に代わって申出をすることができる。ただし、前項の法定代理人が申出をすることができる場合を除く。

### (死亡した被保険者の扱い)

第4条 死亡した被保険者の資料は、この要綱による資料の提供を行わない。

2 死亡した被保険者の親族から当該被保険者の資料の申出があったときは、遺族による死者の個人情報の開示請求を個人情報の保護に関する法律により行うよう教示する。

### (提供の申出)

第5条 申出は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 申出をする者の氏名、住所又は居所及び被保険者との関係

(2) 被保険者の被保険者番号、氏名及び住所

(3) その他資料を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、申出をする者は、次に掲げる書類等を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 本人による申出の場合

運転免許証、旅券、個人番号カードその他の本人の顔写真が貼付された身分を証する書類で官公署が発行したもの（以下「身分証明書」という。）とする。ただし、身分証明書を有しない場合にあつては、健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他の身分を証する書類（以下「健康保険被保険者証等」という。）のうち2以上とする。

(2) 第3条第2項の法定代理人による申出の場合

(ア) 当該法定代理人の身分証明書。ただし、身分証明書を有しない場合にあつては、健康保険被保険者証等のうち2以上

(イ) 戸籍謄本、審判決定通知書、登記事項証明書その他の本人の法定代理人であることを証明するもの

(3) 同条第3項の代理人による申出の場合

(ア) 当該代理人の身分証明書。ただし、身分証明書を有しない場合にあつては、健康保険被保険者証等のうち2以上

(イ) 要介護・要支援状態であること、疾病、事故による傷病その他やむを得ない理由により、被保険者本人が申出をすることが困難なことを証する書類

(ウ) 本人の委任状

（提供の実施）

第6条 市長は、申出があつたときは、申出をした者に対し、申出のあつた資料を提供するものとする。

2 前項の場合において、市長は、個人情報保護に関する法律第78条、第79条及び第81条の規定を準用する。

3 主治医意見書の申出があつたときは、市長は、資料の提供にあたって、当該主治医意見書を作成した医療機関の意見を聴くものとする。

4 資料の提供は、写しの交付により行うものとする。

5 市長は、被保険者本人から特段の申出がない場合は、前項に規定する写しの交付に代えて当該資料に相当する内容を記した書面の交付を行うことができるものとする。

(費用の負担)

第7条 前条第4項又は第5項の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 要介護認定等に係る資料の開示に関する要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現にされている前項の規定による廃止前の要介護認定等に係る資料の開示に関する要綱による申出は、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。